

令和4年2月7日

総合事業実施事業所 各位

安城市長 神 谷 学
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止による事業所の休業に伴う介護予防・日常生活支援総合事業における月額包括報酬の日割り計算について（通知）
日頃から、本市の介護保険行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、新型コロナウイルス感染症について、国内において急激に感染者数が急増しており、事業者において感染者が発生した際は、消毒作業に限らず、臨時的に休業せざるを得ない場合があると考えられます。

つきましては、事業者が休業した場合の月額包括報酬の計算について市の方針を下記のとおりとしますので、適切な対応をしていただきますようお願いいたします。

記

1 日割りの対象となるサービス

- (1) 通所型サービス（介護予防通所サービス・生活支援通所サービス）
- (2) 訪問型サービス（介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス）

2 日割り計算の対象者

各サービス事業者の休業に伴い、サービス提供を受けることができなかった者。

3 日割り計算について

事業者指定効力停止の開始・解除に準じた取扱いとして日割り計算を実施。

新型コロナウイルス感染症に伴う休業を開始した日から営業を再開した日の前日までの日数を差し引いて計算を行い、コロナウイルス感染症に伴う休業期間内に事業者の通常の休業日があったとしてもその日数に関しては勘案しない。

なお、原則日割計算を行うことが妥当と考えますが、やむを得ない事情であることから、利用者の同意を得られた際には月額報酬で算定しても差し支えありません。なお、同意については書面である必要はありませんが、その旨記録を残すようにしてください。

例：毎週日曜日が休業日の事業所がコロナウイルス感染症に伴う休業を実施した場合

2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9	2/10
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
営業日	営業日	営業日	営業日	営業日	休業日	営業日	営業日	営業日	営業日
営業	営業	営業	営業	休業期間			営業	営業	営業

月の日数からコロナウイルス感染症に伴い休業した3日間を差し引いて日割り計算する。

担 当 福祉部高齢福祉課介護給付係
電 話 0566-71-2226
FAX 0566-74-6789